

令和3年度 栃木地方最低賃金審議会
第1回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和3年7月29日（木） 14時45分 ～ 16時40分					
開催状況	公 益 代表委員	出席2人 定数3人	労 働 者 代表委員	出席3人 定数3人	使 用 者 代表委員	出席3人 定数3人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
1 栃木県最低賃金の金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 本専門部会は、栃木県の最低賃金をいかにするべきかを議論する場であること。全国一律の28円引上げ目安が示されているが、最低賃金はそれぞれの都道府県でそれぞれの状況によって議論するものであり、目安そこに大きな時間を費やすのではなく、県内での最低賃金の審議に時間をとっていただきたい。 イ 最低賃金法は賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。ついては、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、審議会の役割からしてあってはならない。最低賃金を確実に引き上げることで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条の「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきである。 現在もコロナ禍で予断を許さない状況であるが、コロナ禍がはじまって1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化している。今年度はワクチン接種や世界・国内経済の回復など、昨年度とは明らかに異なる環境変化をしっかりと見極めた上で、議論を尽くす必要がある。 ウ 諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っているにもかかわらず、日本の最低賃金は国際的に見ても低い水準にあり、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきである。 我が国は超少子高齢・人口減少社会という構造的な課題に直面し、特に有期・短時間・契約・派遣などで働く者は雇用者全体の約4割、栃木県における雇用労働者に占めるパートタイム労働者は約3割と前年よりもやや増加している。						

昨年の県最賃の改定は、1円引上げ 854 円で結審したが、2,000 時間働いても年収 170 万円程度で、全ての働く者のセーフティネットとして不十分と言わざるを得ない。

賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示している。特に、7月時点での連合栃木で集約された今春闘の状況は、全体荷重平均で1.65%、金額で4,771円、連合全体での有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、時給では加重平均19.91円、月給は加重平均3,667円、1.72%という状況になっている。

エ 賃金は労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中でも最も重要かつ根源的なものであり、雇用形態の違いや国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されない。どこで働いても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきである。

厚生労働省は最低賃金の引上げに向けた環境の整備の観点から、「業務改善助成金」の拡充を行うことを発表され、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、8月1日から対象人数の拡大や助成上限額の引上げを行う内容を示している。ついては、中小企業が賃上げしやすい環境整備は極めて重要であり、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知に努めていただきたい。また、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備も重要であることから、労使・関係機関と連携した取り組みの継続が重要と考える。

中央最低賃金審議会における地域別最低賃金額改定の目安が答申され、今年度の目安が示した引上げ額は全国加重平均28円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となった。昨年同様、コロナ禍による緊急事態の継続と雇用への影響を理由に「有額の目安を示すことは困難」とする中で、有額の目安が示されたことは、コロナ禍においても最低賃金を引き上げていくことの必要性が受け入れられたもので、連合が目指す「誰もが時給1,000円」に向けて一歩前進したものと受け止めている。

社会の不安定化に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で、働きの価値に見合う水準としてふさわしい「ナショナルミニマム水準」はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面目指すべき水準を重視した議論を望んでいる。また、昨年同様、労使の見解に大きな隔たりが生じることが予想されることから、公益の方々からの御知見を伺いながら、真摯に議論を尽くし、三者構成を大事にし、審議に臨みたいと考えている。

オ 連合の方針として掲げている誰もが時給1,000円以上、そして政府においても全国加重平均1,000円を明確に出されているので、労働者側としても早期に1,000円以上を目指すとの思いから、1,000円に現行の854円を差し引くと差額が146円で、早急に達成との考え方から2年でとすると73円になるが、1,000円以上を目指すとの考え方から、区切りのよい75円の引上げを提示した。

カ 我々としても、最低賃金を引き上げることで、企業が逼迫してしまい、経営が成り立たないという状況を望んでいるわけではない。

最低賃金近傍で働いている人たちが、労働の対価として賃金を受けているのと、働けないで生活保護を受けているのでは、それが若干上回っているから良いとい

うものではないし、標準生計費にも及ばない、最低生計費にも及ばないとなると、その人たちを救済するためのセーフティネットとして、最低賃金を引き上げる必要があるということを、使用者側の皆さんにもわかってもらいたい。

75 円の提示から、2 年で 1,000 円に到達するとの考えから、73 円の引上げを提示した。

(2) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 28 円引上げの目安額は、使用者としては耳を疑うくらい驚いている。多くの企業は、緊急支援等を受け事業の継続や雇用の維持を守るため必死になっているところ、いかがなものかと思っている。

目安に関する公益委員見解の 2 (1) にある「取りまとめるに当たって①から⑦までを総合的に勘案した」とあることについて、②について、昨年度と異なることについては同意するが、ワクチン接種については供給不足があり滞っている。栃木県では感染者数が昨日、一昨日と 100 人を超え増加傾向にあり、危惧している。また、ワクチンが普及したところで、景気が急激に良くなるとは限らない。借入金についても返済期限が迫っており、それらを考えると中小企業は昨年より今年の方が厳しいのではないか。③について、取り組むとする方針であり、財政的に、無理なく迅速に、必要な企業に確実に届くような対応ができるのか。④について、労働経済白書では、雇用調整助成金等が無かった場合には、失業率は 5.5% に上昇した可能性があるとしている。また、雇用調整助成金が来年も続くのかわからないし返済期限もある。雇用情勢について良い状況にあるのか。⑦について、一昨年までの 4 年間に於いて、3 % ずつ引き上げているが、経済の好循環やデフレ傾向の脱却につながっているのか。等、疑問である。

イ 栃木県中小企業団体中央会、栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会の三団体が連名で、中央最低賃金審議会の目安に対するコメントとして、今後行われる本県の審議会では、地域経済の窮状を考慮した慎重な検討が行われることを期待するなどの要望がある。

ウ 昨年 4 月に新型コロナウイルス感染拡大に伴う最初の緊急事態宣言が発令されてから 1 年 3 か月が経過した。この間、数度にわたる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出、延長により、経済活動は大きく制限されてきた。そして、今もなお感染の再拡大がみられる状況で、こうした新型コロナウイルスによる影響の長期化は、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与えている。一部に巣ごもり需要等で好調な業種・業界が見られる一方、特に「人の移動」に関わる宿泊業や飲食業、交通・運輸業を中心に、依然として回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況の企業が多いのが実態で、多くの中小企業は、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、「事業の継続」と「雇用の維持」に必死に取り組んでいる。しかしながら、自治体による休業の要請や営業時間の短縮要請など、経済活動が厳しく抑制された状況下では業況の回復は程遠く、我慢も限界との声が多く聞かれている。

栃木商工会連合会の「2021 年 4 ～ 6 月期栃木県企業景況調査」によると、今期の業況は▲30.4、ちなみに全国は▲25.8 で、サービス業に至っては▲46.4 という状況にある。金融機関等による中小企業向け貸出残高も急増しており、業況が十

分に回復しないまま返済が始まれば、事業を立て直すうえで大きな負担となり、中小企業ではコストの価格転嫁が困難なことに加えて、労働分配率が8割に達しており、コロナ禍の影響により、従前にも増して賃金の支払い余力が乏しい状況にある。

今後、ワクチン接種が進み、感染が収束に向かうことを期待するが、ワクチンの供給減による受付停止、東京を中心とした感染の再拡大、新たな変異株の流行拡大も懸念されるなど一切予断は許しません。また、仮に今後、感染が収束し「人の移動」に関する制限が緩和されたとしても、国内の経済活動が元のレベルに戻るのには一定の期間が必要であり、また、コロナ前の経済を支えてきた海外需要の取り込み、特にインバウンドの回復には更に時間を要することが想定される。コロナ禍で影響が深刻な業種がいつになれば以前の業績水準に回復することができるのか、全く見通しが立たないのが現状である。

東京商工リサーチが6月に行った調査では、コロナ禍の収束が長引いた場合、廃業を検討すると回答した企業の割合は、中小企業全体では8.28%と1割近く、宿泊業や飲食業、生活関連サービス業では実に3割に達している。加えて、廃業を検討する可能性が「ある」と回答した中小企業のうち、「1年以内」と回答した割合は38.1%と4割近くに及んでいる。中小企業やコロナ禍で大きなダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用している。仮に今年度、最低賃金が引き上がるようなことがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念される。

エ 昨年度は、目安で「現行水準を維持することが適当」ということもあり、栃木県の最低賃金はプラス1円で結審した。一方、2016年度から2019年度までの4年間は、政府方針にのっとり「最低賃金を含めた賃金引上げにより、所得・消費の拡大につなげる」ため、企業収益の持続的な改善や生産性の向上が十分に伴わない中で、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大幅に上回る3%台の引上げが行われてきた。

今年度の目安額はプラス28円となったが、事業者の実態や痛みを全く理解していないと言わざるを得ない。目安は政府の骨太方針に追従するものとなっており、これでは、本審議会の存在意義が問われるとともに、最低賃金決定の在り方に疑問を抱かざるを得ない。

使用者側としては、これまで、最低賃金は各種指標やデータなど明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきであり、賃金水準の引上げなど法が定める目的以外に用いるべきではないことを強く主張してきた。こうした考えに変わりはない。

通常時であれば、今期の最低賃金決定に当たっても、最低賃金法で定められた労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮し、この3要素を総合的に表している賃金改定状況調査の第4表を重視した審議を基本とすべきである。ただし、今年度もコロナ禍における中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきと考える。

また、最低賃金の主たる役割・機能は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットにある。だからこそ、業績の良しあしに関係なく一律に強制

力をもって適用される。加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げることはいできない。

今年度の審議においては、コロナ禍で企業の業績が二極化している状況を踏まえ、平均賃上げ率など企業の平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍で影響が深刻な宿泊、飲食、交通・運輸等の業種における経営状況や支払余力に、しっかりと焦点を当てるべきであると考えます。

中央審議会における目安額の 28 円引上げは、使用者にとっては驚くべき引上げ額で、事業者の苦境や今後の雇用維持の懸念等を勘案すると、とても納得できる額ではない。審議に当たっては、「事業の継続」と「雇用の維持」を最優先に考えるべきで、栃木県としての自主性の元、中賃の目安に流されることなく、県内の中小企業を取り巻く経営環境・経営実態を認識・理解の上、例年にも増して慎重な審議を求める。

オ 新型コロナウイルス感染者が、昨日一昨日と 100 人を超えている。本日、栃木県において、県下のステージを引き上げるべきか検討することになっており、今後どうなってしまうのか分からない状況と言える。このような状況下においては、使用者側としての金額提示は控えさせていただきたい。

カ 本日の栃木県の会議においてステージが決まり、営業時間の短縮や休業要請も検討される。それらの状況を踏まえ検討するべきと考えるので、その結果を踏まえ次回審議としたい。

2 その他 特になし